

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 インプラント認定医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）インプラント認定医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 インプラント認定医制度規則第7条に規定する小委員会の目的、業務および委員定数はインプラント認定医委員会で決定する。
- 第3条 インプラント認定医制度規則第8条における認定医の認定は、次の各号に該当する者であって、インプラント認定医委員会の審査で合否を判定し、理事会の議を経て行う。
- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
 - (2) 学会認定医である者。
 - (3) 通算5年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
 - (4) インプラント認定医の申請時において継続して5年以上の学会会員歴を有する者。
 - (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が5年間で5回以上である者。（年次大会を3回含む）
 - (6) 学会インプラント指導医1名の推薦がある者。
 - (7) インプラント認定医申請時に教育研修単位が50単位以上の学会会員である者（附表1）。
 - (8) インプラント認定医審査に合格した者。
- 2 インプラント認定医審査については別にインプラント認定医審査施行細則を定める。
- 第4条 インプラント認定医制度規則第9条により「認定」された者は、あらかじめ登録料を納付しなければインプラント認定医認定証の交付を受けることができない。
- 第5条 インプラント認定医制度規則第10条に規定する研修施設は次の要件を備えており、かつ、学会において認定された施設とする。
- (1) インプラント指導医が一名以上いること。
 - (2) 教育研修の実施に必要な設備、人員を有していること。
 - (3) 学会が認める研修カリキュラムを実施していること。
- 2 研修施設の認定を申請する責任者は、次の各号に定める書類をインプラント認定医委員会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設申請書
 - (2) 研修施設の概要
 - (3) インプラント指導医の在籍証明書
 - (4) 研修カリキュラム
- 3 インプラント認定医委員会が必要と認める場合は、当該施設の実地調査をすることができる。

- 第6条 インプラント認定医制度施行細則第5条に規定する研修カリキュラムは次の各項を含む。
1. 歯周組織の構造と機能
 2. 歯周病の病因と分類
 3. 歯周病の検査、診断、治療計画の立案
 4. 歯周基本治療
 5. 歯周外科手術
 6. インプラント治療
 7. 歯周病患者の補綴処置
 8. 高齢者と有病者の治療
 9. 口腔外科的知識
 10. 救急救命処置
 11. 院内感染予防対策
 12. メインテナンス
- 第7条 インプラント認定医制度規則第15条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないとインプラント認定医委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。
- 2 未更新によるインプラント認定医資格喪失者が再びインプラント認定医を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで審査を受けなければならない。
 - (1) インプラント認定医試験（1症例を発表し口頭試問）
 - (2) 症例報告による審査（書類審査）（上部構造装着後2年以上経過した5症例）
 - 3 インプラント認定医で65歳を過ぎた者、または更新を4回以上行ったものは、生涯研修単位を修得しなくても更新を申請することができる。ただし、更新料は継続して支払うこと。
- 第8条 インプラント認定医制度規則第13条における、インプラント認定医更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年間で研修会出席は60単位以上とする。研修会出席は本会年次大会・支部教育研修会への参加を5年で5回以上（年次大会3回を含む）であることを必須条件とする。
- 第9条 インプラント認定医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書とインプラント認定医研修記録簿をインプラント認定医委員会に提出しなければならない。
- 2 インプラント認定医更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。
- 第10条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。
1. 認定申請料 2万円
 1. 登録料 4万円
 1. 更新手数料 2万円
- 第11条 インプラント認定医委員会が立ち上がるまでの暫定期間中はペリオインプラント委員会がその業務を代行する。
- 第12条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附 則

本施行細則は、平成25年6月15日から施行する。